

第47回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年5月24日(月) 午後1時25分から午後3時15分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席	○	
3	福岡潤	出席	○	
4	中塙良幸	出席		
5	田靡仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塙祐樹	出席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正穂	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

## 議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について  
議案第6号 相続税等納税猶予適格者証明について  
議案第7号 姫路市農地利用最適化推進委員の辞任について  
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について  
報告第2号 農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取について  
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の専決について  
報告第4号 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告第5号 合意による解約等の通知について  
報告第6号 県許可案件の許可状況について  
報告第7号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について  
報告第8号 適正な事務実施に係る意見募集の結果について  
報告第9号 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について

(令和3年5月24日 午後1時25分)

議長 それでは只今から、第47回総会を開催致します。

### 【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しております、会議は成立しております。なお、大塚正穂委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を松尾委員と福岡委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（（P1～P2））を説明する。  
〔農地確認及び非農地確認について〕

農地確認及び非農地確認について、この度は、非農地確認の申請が11件提出されております。

1番が市街化区域、2番から4番及び9番から11番が調整区域、5番か

ら8番が都市計画区域外の案件となっております。

1番です。

的形町福泊の畠287m<sup>2</sup>につきまして、明石市の[REDACTED]より「昭和59年以前より鶏舎、物置を建築していたが、平成11年頃に既存建物を取り壊し、駐車場として利用している」との申請です。

2番です。

的形町的形の畠211m<sup>2</sup>につきまして、神戸市の[REDACTED]より「平成9年以前より、山林となっている」との申請です。

3番です。

刀出の田88m<sup>2</sup>につきまして、刀出の[REDACTED]より「平成12年以前より、自宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

林田町大堤の畠62m<sup>2</sup>につきまして、林田町大堤の[REDACTED]より「平成10年以前より、[REDACTED]敷地として利用している」との申請です。

5番です。

夢前町新庄の田53m<sup>2</sup>につきまして、夢前町新庄の[REDACTED]より「平成5年以前より、進入路として利用している」との申請です。

6番です。

夢前町新庄の畠266m<sup>2</sup>につきまして、夢前町新庄の[REDACTED]より「平成10年以前より、自宅等の敷地として利用している」との申請です。

7番です。

安富町皆河の田150m<sup>2</sup>につきまして、北海道名寄市の[REDACTED]より「平成3年以前より、物置敷地及び農作業場として利用している」との申請です。

8番です。

安富町皆河の田108m<sup>2</sup>につきまして、伊丹市の[REDACTED]より「平成10年以前より、空地となっている」との申請です。

9番です。

豊富町御蔭の田2筆計84.49m<sup>2</sup>につきまして、飾磨区下野田四丁目の[REDACTED]より「昭和58年より、事業所敷地として利用している」との申請です。

10番です。

豊富町神谷の田、畠2筆計774m<sup>2</sup>につきまして、香寺町中仁野の[REDACTED]より「平成10年以前より、山林となっている」との申請です。

11番です。

香寺町広瀬の田492m<sup>2</sup>につきまして、埼玉県狭山市の[REDACTED]より「平成12年以前より、空地となっている」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出しておりません。

非農地確認申請11件につきましてよろしくご審議お願いいたします。

- 議長 有難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
- 議長 8番や11番について、地目は「田」だけれども現況が「空地」とは、どのような状況でしょうか。
- 事務局 どちらも土が入れられた状態でコンクリートの擁壁がなされており、20年以上土は固まった状態で農地に復元できない、宅地あるいは雑種地という表現が良かったのかもしれません、空地と表現しています。
- 議長 無断で土を入れてもう農地に戻せないしかたがない、ということで済ませてしまうのは、無断転用を認めてしまう様で、あかんのとちがうか。しっかりとした指導が必要ではないかと思う。
- 事務局 11番については、平成13年に農地以外で利用する条件のもと減歩されて換地処分された土地で、換地時にすでに現況の状態であった、とのことです。
- 尾川委員 8番について説明させていただくと、おばあさんが畑として野菜栽培などをして人力で耕していたんだけど、平成6年におばあさんが亡くなつて以降、一畝という狭い土地なもので、トラクターを入れることもできず働くこともできず、草を刈って管理はしてきたものの、本当に狭くて今後も農地として利用が見込めないようなことで、申請されているということを説明しておきます。
- 議長 本来田であったものが空地になっている、ということであれば、もう少し明細を聞いて、非農地であることの立証を出来る限りしていただきたい、と思います。  
他にご意見、ご質問等はございませんか。
- 各委員 .....
- 議長 それでは、他にご意見、ご質問はないようですので、議案第1号について、承認とすることによろしいでしょうか。
- 各委員 異議なし。
- 議長 「異議なし」の声を得ましたので、議案第1号は承認と致します。  
次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について)  
議案第2号(P3~P5)を説明する。
- 説明に入ります前に資料の削除をお願いいたします。番号14の案件でございますが、申請者より、取下願の意向が示されましたので、削除をお願いいたします。
- 農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、13件の申請が提出されております。
- 5番と13番が市街化区域の案件、8番と9番が都市計画区域外の案件の

外は、いずれも調整区域の案件となっております。

1番2番が現在耕作面積0m<sup>2</sup>の方の案件、3番4番が今回許可されると下限面積を超える方の案件、5番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。6番の3筆のうちの2筆及び8番が譲受人の管理地である外は、いずれの案件も譲渡人・貸入の「自作地」で、譲受人・借人は、10番が法人となっております外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時從事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び從事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、1番2番が約9.5km、3番4番が約5km、8番が1.6km、10番が約7km、11番が約1.8km、13番が約1kmであり、その外はいずれも居住集落内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番2番です。

山田町西山田の田1, 081m<sup>2</sup>につきましては、篠東町佐良和の[REDACTED]が、山田町西山田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、山田町西山田の田2, 249m<sup>2</sup>のうち2, 077m<sup>2</sup>につきましては、妻の父である山田町西山田の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3, 158m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「水稻」「野菜」となっております。

なおこの案件、[REDACTED]の現在の耕作面積が0m<sup>2</sup>であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

3番4番です。

余部区上余部の田、畑計1, 543m<sup>2</sup>につきましては、勝原区下太田の[REDACTED]が、西宮市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、余部区上余部の田1, 061m<sup>2</sup>につきましては、余部区上余部の[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3, 449m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「果樹」「野菜」「大豆」「黒大豆」となっております。

5番です。

四郷町見野の田、畑計1, 414m<sup>2</sup>につきまして、四郷町本郷の[REDACTED]が、四郷町本郷の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は3, 076m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「野菜」「果樹」となっております。

6番です。

刀出の田3筆計1, 611m<sup>2</sup>につきまして、刀出の[REDACTED]が、刀出の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地について、[REDACTED]については譲受人が耕作しており、[REDACTED]については同一世帯間での所有権移転のため、許可後の[REDACTED]の耕作面積はかわらず5, 201m<sup>2</sup>のままとなります。作付作物は、「水稻」となっております。

7番です。

林田町中檣の畑270m<sup>2</sup>につきまして、林田町中檣の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は6, 034m<sup>2</sup>になる予定で

す。作付作物は、「野菜」となっております。

8番です。

夢前町前之庄の田2筆計1, 340m<sup>2</sup>につきまして、白鳥台二丁目の[REDACTED]が、御立中八丁目の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は該受人が耕作していることから、許可後の[REDACTED]の耕作面積はかわらず10, 900m<sup>2</sup>のままとなります。作付作物は、「水稻」となっております。

9番です。

夢前町新庄の田1, 070m<sup>2</sup>につきまして、夢前町新庄の[REDACTED]が、夢前町新庄の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 756m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「水稻」となっております。

10番です。

飾東町塩崎の田7筆計7, 939m<sup>2</sup>につきまして、砥堀の[REDACTED]が、飾東町塩崎の[REDACTED]より「借り受けたい」との賃借権設定の申請です。借人の[REDACTED]は農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条第3項により、農地を適正に利用していないと認められる場合に使用賃借を解除する旨の条件を契約書に付していること、地域の農業における他の農業者と適切な役割の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、一人以上業務執行役員等が常時従事することを条件に、一般法人に貸し付けることができるものとして申請されたものです。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、43, 287m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「小松菜」「チンゲン菜」「トウモロコシ」「ブロッコリー」となっております。

11番です。

別所町佐土の田2筆計1, 447m<sup>2</sup>につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、別所町佐土の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は58, 585m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「果樹」となっております。

12番です。

豊富町神谷の田536m<sup>2</sup>につきまして、豊富町神谷の[REDACTED]が、豊富町神谷の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は12, 867m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「野菜」となっております。

13番です。

縦の田1, 094m<sup>2</sup>につきまして、白浜町乙の[REDACTED]が、奥山の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は4, 118m<sup>2</sup>になる予定です。作付作物は、「野菜」「果実等」となっております。

以上、各地区農政協議会におきましては、1番2番が「新規農家に該当するため事情聴取が必要」であるとの意見の外は、特に問題点は出ておりません。

農地法第3条の規定による許可申請13件につきまして、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問または補足説明等はございませんか。

橋本委員

8番の談受人ですが、数年前から利用権設定で出ていたんですが、夢前町でビニールハウスを2つほど持っていて、白鳥台に住んでいるんですが毎日通ってきていて、農業熱心な方なんですが、これまであげるといわれても借りる方がいいというスタンスで来られていたんですが、今回所有権の移転で出ていたんで驚いてます。譲渡人の方はもう高齢ということで手放されたようです。

議長

報告ありがとうございます。

10番の[ ]なんですが、業種拡大ということで、新たに野菜を作ろう、という計画の元、発展的に農地を借りて行かれています。資料を見ますと、以前に比べて所有する農機具も増えていますし、非常に前向きな姿勢で取り組んでいただいているのだな、と感じました。最近の状況を、篠東の松尾委員、なにかご存じないですか。

松尾委員

先日、高機能ハウスの申請が出ていましたが、地元農区長に聞いた話では、この高機能ハウスを使いこなすために東京に4人ほど研修に行かせた、と。今後、その得た知識を他のハウスでも全体に広げて行く方向に力を發揮されていくに違いない、そんな感じでした。

議長

状況報告ありがとうございます。

こういった会社が、前向きに農業に関わっていこうという姿勢の表れではなかろうかな、という風に思います。頗るくば、立派な野菜が出荷され、地域の食料の自給率の拡大というものをすすめていっていただければ、これに越したことはないのかな、というふうに思います。

他に何かございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第2号の1番2番は新規農家のため事情聴取、その他は許可とすることでよろしいでしょうか。姫路市農業委員会会議規則により採決を取りたいと思います。賛同される方は挙手願います。

各委員

全員挙手

議長

全員の挙手を得ましたので、議案第2号の1番2番は事情聴取、その他は許可と致します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。

(農地法第4条の規定による許可申請について)

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は2件提出されております。

どちらも調整区域の案件で、申請地の農地区分は「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」の第2種農地に該当すると考えております。また、どちらも「代替地の有無」につきましては「他に事業目的に適した代替地はない」、また「転用の妨げとなる権利を有する者」、

「一体として事業に供する土地の利用見込み」につきましては、該当はありません。「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

打越の田1, 154m<sup>2</sup>につきまして、打越の[REDACTED]より「貸露天資材置場、貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況はすでに一部が「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、[REDACTED]が使用するための貸露天資材置場及び貸露天駐車場を設置し、木材及び土砂並びにトラック3台及び従業員の車6台を置く計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1, 000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「無断転用に問題があるが許可はやむを得ない」との意見となっております。

2番です。

香寺町行重の田334m<sup>2</sup>につきまして、仁豊野の[REDACTED]より「農家住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。「事業内容」につきましては、床面積102.75m<sup>2</sup>の農家住宅を建築し、車1台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。

1番につきまして、北西部地区協議会において「無断転用を是正するよう指導すべき」との意見も出しておりますが許可はやむを得ないとの意見となっております。2番については、北東部地区農政協議会では特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番について、現地調査班メンバーの青田委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

青田委員

本日午前中に会長以下4人の現地調査班が調査を行いました。

現地といいますのが、県立大学の前から伸びていく道の夢前川の橋を渡ったすぐのところにあります。交通の便の良いコンビニの裏という、転用するにはちょうどいいところではあります。大塚委員曰く、このコンビニの敷地を広げるんじゃないかな、と言わっていました。現場としましては、1反ほどの田の6~7割ほどをすでに土砂を入れて埋め立てており、コンクリートの擁壁で囲い水口もすでにつぶしています。通常であれば始末書添付でやむなし、という判断になっていくわけですが、大塚委員はこの申請人をよく知っているとのことで、この人は2年ほど前にも同じようなことをしているらしく、今後無断転用ができないように、二度とこのようなことはしない旨の誓約書を一筆もらっておく対応をしてはどうか、と主張されていまして、それもそうかな、と思った次第であります。以上です。

議長

私の方から少し補足させていただくと、この申請人は2年程前にも、現コンビニのある場所で先に埋め立ててから4条申請を出してくる、ということをやっており、そんなこともあって、大塚職務代理の方から、他にも便利のいいところに農地を持っていることから、二度と無断転用しないように誓約してもらっておいてはどうか、ということを思いつかれました。この件については、事務局の方から一度申請者に連絡を取っていただいて、誓約書の提出を促してもらいたいと思います。

他に何かございますか。

各委員

・・・。

議長

なければ、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

全員挙手

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については承認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P7～P10）を説明する。  
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は5件提出されております。

2番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。「転用の妨げとなる権利を有する者」は、いずれも該当がありません。「一体として事業に供する土地の利用見込み」には、いずれも該当がありません。「住宅等の用に供される土地の造成のみを目的とする転用」には、いずれも該当しておらず、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、いずれも周辺農業への支障はないものと考えます。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町口佐見の田3筆計4,487m<sup>2</sup>につきまして、三左衛門堀西の町の[REDACTED]が、林田町口佐見の[REDACTED]より「購入して、ライスセンター低温倉庫を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、「床面積2,406m<sup>2</sup>のライスセンター低温倉庫及び車3台分のトラック待機場」として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、「開発許可手続中」となっています。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としまして、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

2番です。

安富町皆河の畑283m<sup>2</sup>につきまして、柳町の[REDACTED]が、伊丹市の

[REDACTED]より「購入して、物置にしたい」との転用の申請です。現況は「畑」となっております。申請地の農地区分は「その他の農地等」の第2種農地に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、「床面積60m<sup>2</sup>の物置」を設置する計画となっており、「転用に必要な資力」は、自己資金となっております。

3番です。

花田町上原田及び飾東町豊國の田46筆計13,278m<sup>2</sup>につきまして、辻井一丁目の[REDACTED]が、姫路市花田町上原田の[REDACTED]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況は、「田」となっておりますが、[REDACTED]が造成されており、そのことについて、始末書が添付されております。申請地の農地区分は、公共施設である花田インターから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、建設業・不動産業を経営する譲受人が、花田町及び四郷町で開発を行う計画があり、申請地を建設土木資材一式、土砂、砂利等を置くための露天資材置場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」には、該当がありません。

なおこの案件、転用面積が1,000m<sup>2</sup>を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としまして、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

4番です。

豊富町神谷の田338m<sup>2</sup>につきまして、大津区西土井の[REDACTED]が、豊富町神谷の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。現況は「田」となっております。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」につきましては、「床面積128.76m<sup>2</sup>の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場」を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請中となっております。

5番です。

飾東町豊國の畑569m<sup>2</sup>につきまして、東山の[REDACTED]が、的形町的形の[REDACTED]より「購入して、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は、「造成済、一部畑」となっております、そのことについて始末書が添付されております。申請地の農地区分は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「事業内容」は、自己又は親族の車を駐車するための露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、該当がありません。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

農地法第5条の規定による許可申請5件につきまして、よろしくご審議お

願いいたします。

議長

有り難うございます。

1番について、現地調査班メンバーの青田委員から、現地調査の報告をお願いします。

青田委員

ライスセンターの低温倉庫を作る、という転用の申請が出ている案件です。その場所は、現在ある林田町林田のライスセンターの東側の隣接地で、ライスセンターに地続きにして低温倉庫を作る、という計画となっております。

現地は遊休農地状態となっておりますが、ここを埋め立てて、水路等も確認しましたが全く問題はない、ということです。むしろライスセンターにこういった施設を付属させた方が、農家にとっても便利が良いのではないか、と思われます。

議長

有り難うございます。

3番については、私の地元になりますので、私から現地調査の報告をいたします。

当地の場所ですが、播但連絡道の花田インター出口の南隣、側道が一本走っていますがその隣になります。公共施設等から至近距離ということで第3種農地になりますが、この付近一帯は市の方針として運輸関係の施設を誘致していくこ、という地点になっておりまして、当該地の南隣にはすでに吉田海運という大きな海運会社が建物を立てておりまして、今までに操業を始めようとしている状況でございます。さらにその南には旭運送という運送会社がございます。同じ地域には山陽運送あるいはクロネコヤマトといった運輸会社が集約してこの地域にターミナルを作っております。今回の申請では転用目的は露天資材置場となっておりますが、私が思うにゆくゆくはそういった大きな運輸関係が来るのではなかろうかな、という風に思います。

当該地は地形的に湿地の田になっておりまして、すでに下の方では草刈りはするけれども最近は作物は作ったことがない、という農業のしにくい土地柄であります。従いまして、農区としましても幸いと、条件をつけてですね、赤線や青線、例えば、青線やったら泥揚げ敷800をとって、草が生えないようにコンクリート仕上げにして維持管理していくこ、と。赤線は、従来幅2メーター500ぐらいの狭小道路やったものを、海運会社に協力いただいて6メーターの道がすでに出来上がっております。6メーター道路を整備することで今後の開発に備えて有利な条件で売っていこ、というようなことを含んで、自治会、農区の方は条件をつけて業者と交渉した、と聞いています。従いまして、1万3000m<sup>2</sup>という広大な面積ではございますが、この5条申請によって地域の発展を行っていく、というのが自治会の狙いであるという風に聞いております。

今日現地を確認させていただいたんですが、調査班のメンバーからも許可相当、との意見を頂いたところであります。

他に、何かございませんか。

尾川委員

2番について、報告します。この案件、譲渡人の空家を譲受人が購入して安富町の方に移住予定となっております。その空家の裏の畠を購入して倉庫を建てたい、ということで今回の申請となっております。本人、その奥さんは妊娠中なんですが、子供さんは小学生なんですが安富北小学校に転入予定、となっており、将来は近所の空地を借りて野菜の栽培をしたいとの計画で空家を購入する、との運びとなっております。農会長さんもそういう方が空き家対策として入って来られるということで非常に喜んでおられる、という状況です。

議長	ありがとうございます。今回の5条申請のいきさつを詳しくご説明いただきました。このことにより将来の地域振興の布石になるんじゃないのか、とのことでした。
各委員	ほかにございますか。 ・・・。
議長	なければ、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
議長	全員の挙手を確認したので、「農地法第4条の規定による許可申請」については承認とします。
	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見」について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第5号（P11～P14）を説明する。 〔農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の意見について〕
	農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、市農政総務課より農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画についての意見を求められているものです。農地利用配分計画につきましては、中間管理機構である「公益社団法人ひょうご農林機構」が借り受けた農地について受け手を選定し、市が作成した農用地利用配分計画案につきまして、農業委員会の意見を求められているものでございます。
	今回の権利設定は、新規の貸借権の設定が「2件、32筆、43,828m <sup>2</sup> 」、新規の使用貸借権の設定が「7件、33筆、34,342m <sup>2</sup> 」合計「9件、65筆、78,170m <sup>2</sup> 」の計画となっております。
	農業委員会としましては、農地法3条の許可基準を準用して、決定及び意見についてのご判断をいただくものです。なお、利用権の設定を受ける者の耕作面積は、いずれも下限面積を超えております。
	公告予定日は、5番のみ令和3年6月15日の外は、いずれも令和3年6月1日です。
	北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はございません。
	本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。
	以上、農用地利用集積計画の決定について、どうぞよろしくご審議お願いいたします。
議長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第5号について、決定とすることによろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。

次に、議案第6号「相続税等納稅猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号(P15)を説明する。

〔相続税等納稅猶予適格者証明について〕

今月は3件の証明願が出ておりますので、ご説明させていただきます。

1番です。

兼田の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地6筆持分2分の1を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番は耕起状態で一部野菜の作付けと果樹が植えられており、2番は野菜が作付けされている状態、3番、4番、5番は3筆一体利用で耕起状態、6番は耕起状態で、一部果樹が植えられている状態であり、6筆いずれも農地として良好に管理されています。なお、6番の農地について、農業用倉庫部分の面積は除外して申請されています。

2番です。

同じく兼田の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地2筆持分2分の1を、同居の子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番、2番は2筆一体利用で耕起状態であり、農地として良好に管理されています。

3番です。

飾磨区今在家の[REDACTED]が所有されていました市街化区域の農地2筆を、同居している子であります[REDACTED]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番の南側は畑をされており、1番の北側と2番はともに保全管理の状態です。なお、1番の農地について、南側の畑の位置部分の面積は除外して申請されており、1番、2番の農地について、どちらも営農計画書を提出しております。

なお、中南部地区農政協議会においては適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

岡本委員

1番2番について、説明させていただきます。1番と2番の相続人は夫婦になるんですが、この次男坊がめちゃくちゃ農業がしたい、と両親に言つたらしいんですが、まだ子供も小さいし不安定ということで、とりあえず会社勤めをしながら、土日におばあさんを先生にほうれんそうなどの野菜づくりをやられている、できれば早期退職して専業農家になってもらいたい、ぐらいの熱心さがある家です。

議長

ほかにございますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第7号「姫路市農地利用最適化推進委員の辞任」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P16）を説明する。

〔姫路市農地利用最適化推進委員の辞任について〕

令和3年5月6日付で中南部の勝原区担当の小西博幸推進委員からの辞任届を受理しました。理由としては、長期療養のためということです。辞任日は令和3年5月31日となっております。

事務局でお話を聞かせていただきましたが、継続して委員をお願いすることは、難しいと判断いたしました。農業委員会等に関する法律第23条の規定により、「推進委員の辞任」につきましては、委員会の同意が必要となりますので、辞任について、ご審議をよろしくお願いします。

なお、欠員補充についてですが、欠員を補充するかどうかは委員会の判断によることとなっております。小西推進委員の担当区域については、田口農業委員、船引推進委員及び濱田推進委員の3名に了承をいただいていることから、この3名の委員に挨わっていただくことで対応したいと考えております。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、小西博進委員の辞任を認めるということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、辞任を許可することと致します。

なお、欠員補充につきましては、先程事務局から説明があったように、すでに了解いただいているとのことですので、3名の地区委員の負担を頼つてですね、補っていきたい、と思います。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P17～P18）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について、4月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を5月6日に実施していただきました。

当日は、1番と2番、3番と4番、5番と6番はご本人、7番と8番はご本人及びその父、9番と10番はご本人のほか家族2名が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員	。。。
議 長	それでは、報告第1号について、確認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第2号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第2号（P19）を説明する。 〔農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取について〕
	農用地利用集積計画の決定に係る事情聴取について、4月にご審議いただきました、新規農家の事情聴取を同じく5月6日に実施していただきました。
	当日は、1番はご本人、2番は代理人1名が来所され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。
各 委 員	。。。
議 長	それでは、報告第2号について、確認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第3号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第3号（P20～P21）を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕
	市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、4月9日から5月6日の間に受け付けたもの、12件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。
各 委 員	。。。
議 長	それでは、報告第3号について、確認することでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。 次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P22～P27）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の 5 条転用案件で、こちらも、4月9日から5月6日の間に受け付けたもの、81件につきまして、法定要件を満たしており、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

。。。

議 長

それでは、報告第4号について、確認することでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第5号（P28～P29）を説明する。  
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が8件、計11件の通知がございました。

利用権に該当するものは5件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは3件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知11件15筆につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各 委 員

。。。

議 長

それでは、報告第5号について、確認することでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P30）を説明する。  
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、3月の総会でご審議いただき、県へ送付しております案件の許可の状況です。

いずれの案件も令和3年3月24日付で許可が下り、既に許可証を交付しております。

以上、県許可案件の許可状況につきまして、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 議長

それでは、報告第6号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員 議長

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号（P31）を説明する。  
〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、4月の会長決裁分です。  
1番の水稻、麦類、露地野菜等を作付している船津町の[REDACTED]  
[REDACTED]と、2番の水稻、麦類、露地野菜等を作付している豊富町豊富の  
[REDACTED]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の  
向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に  
遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答し  
ていました。

その結果としまして、[REDACTED]は4月11日付で、  
[REDACTED]は4月26日付で認定したと姫路市長より通知があ  
りましたので、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 議長

それでは、報告第7号について、確認することでよろしいでしょうか。

各委員 議長

異議なし。

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。  
次に報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第8号（P32）を説明する。  
〔適正な事務実施に係る意見募集の結果について〕

適正な事務実施に係る「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価」及び「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に  
について、令和3年4月1日から4月30日まで姫路市ホームページにて意  
見募集を実施しました結果、いずれの案件についても意見はありませんで  
したので、県へ提出させていただくことを報告させていただきます。

議長 有り難うございます。  
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 議長

それでは、報告第8号について、承認することでよろしいでしょうか。

各委員 議長

異議なし。

議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 次に報告第9号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第9号（P 3 2）を説明する。 〔令和4年度農林関係税制改正に関する要望について〕
	兵庫県農業会議より要望の取りまとめの依頼がございましたので、委員の皆様には、5月20日を期限としまして、令和4年度農林関係税制改正に関する要望について提出をお願いしておりましたところ要望はございませんでしたので、その旨兵庫県農業会議に報告させていただきます。
議長	有り難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	それでは、報告第9号について、承認することでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。 本日の議案は以上です。 事務局、他に連絡事項等はありますか。
事務局	総会終了後、農業委員会だより編集委員会を開催したいと思います。関係者の方は、10分後にこの場所にお集まりいただきますようよろしくお願いします。
議長	それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。
	(午後3時15分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

---

(署名委員)

松尾富昭

---

(署名委員)

福岡瀬

---